

議案第67号

川西町との定住自立圏形成協定の一部変更について

川西町との間における定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更することについて、天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出

天理市長 並 河 健

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と川西町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の産業振興の分野に次のように加える。

(3) 中心市街地におけるにぎわいの創出

取組内容	甲の役割	乙の役割
にぎわいと交流の核となる圏域内の中心市街地における都市機能を充実させ、圏域住民の利便性の向上を図るとともに、まちの活性化に資する取組を推進し、にぎわい・活力の創出を図る。	甲は、甲の中心市街地において、圏域の「にぎわい中心拠点」として、様々な都市機能の強化を図るとともに、乙と連携して、中心市街地の活性化に資する事業等の実施及び効果的な情報発信に取り組む。	乙は、乙の中心市街地において、様々な都市機能の強化を図るとともに、甲と連携して、中心市街地の活性化に資する事業等の実施及び効果的な情報発信に取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 磯城郡川西町大字結崎28番地の1

川西町

川西町長 竹 村 匡 正